

市街地公衆無線 LAN 設置事業者募集要項

小千谷市内の住民及び観光客に快適な公衆無線 LAN 環境を提供するため、以下のとおり設置事業者を募集する。

(目的)

第1条 当市が市街地に整備した OJIYA_FREE_Wi-Fi (以下「Wi-Fi」という。)に近接する事業者(以下「事業者」という。)が、同一のネットワーク環境整備を希望する際の申し込み方法等について定める。

(申込方法)

第2条

Wi-Fi 整備を希望する事業者は、市へ様式 1 を提出するものとする。

(申込の伝達)

第3条 市は、前条の申し込みをワイヤ・アンド・ワイヤレスへ伝達する。

(機器の送付)

第4条 ワイヤ・アンド・ワイヤレスは、前条の申し込みにより、Wi-Fi 接続に必要な機器を事業者へ送付する。

(事業者における機器設置の条件)

第5条 第2条の申し込みをする者は、次の事項に関する経費を負担するものとする。

- (1) 光回線及びインターネット接続に要する経費
- (2) 前条により送付された機器に要する経費及び保守費

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか施行に関し必要な事項は、事業者、市及びワイヤ・アンド・ワイヤレスが協議して定める。

附 則

この要項は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

様式 1

年 月 日

小千谷市長あて

住所
氏名
電話番号
メールアドレス

市街地公衆無線 LAN 機器設置申込書

下記のとおり、機器設置を申し込みます。

1. 設置希望場所等

設置場所	設置台数	備考

2. 確認事項

次の事項について確認してください。

- 光回線及びインターネット接続に要する環境は整備済みである。
- 公衆無線 LAN のための機器経費及び保守費の負担について同意する。
 - (1) 屋内アクセスポイント設定費用（機器代を含む。） 29,800 円／台
 - (2) ネットワーク保守運用費用 2,000 円／台・月（センドバック保守）